

．手続き

1．環境社会配慮の確認と支援

1.1 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境社会配慮の内容に関し、JICA は、相手国政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認する。さらに、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準や類似事業の事例等を参照する。環境社会配慮の内容が、それらの基準や類似事業の事例等と比較し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府や事業実施主体者に対話を通じて働きかける。

1.2 手続き

本ガイドラインの対象事業の範囲は、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトとする。

(1) プロジェクトサイクルの発掘段階

JICAは、在外事務所や本部から派遣する調査団等による資料収集、現地踏査、利害関係者へのインタビューなどにもとづき、受け入れられない影響を及ぼさないように環境や地域社会に配慮した事業を発掘する。

その後我が国外務省に対して要請された事業について、JICAは、事業概要と立地環境、相手国政府の環境アセスメント法の内容等を確認し、環境アセスメントの必要性の有無やプロジェクト実施の可否等、環境社会配慮の観点からの意見を我が国政府に具申する。

(2) プロジェクトサイクルの準備段階

JICA は、採択された事業について、事業概要と立地環境、環境社会配慮に関連する法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組みを、相手国政府との協議、ならびに現地調査を通じて確認する。

JICA は、事業特性、地域特性に基づきスクリーニングを行い、カテゴリ分類を行う。

JICA は、カテゴリ分類に従って必要となる環境社会配慮の業務について、相手国実施主体者が担当する内容、JICA が支援する内容を先方と協議の上決定する。（環境アセスメントに関する審査・承認の手続きは相手国実施主体者が行う）

JICAは、決定した支援内容に基づき、環境アセスメントへの支援、ならびに環境社会配慮に係る人材育成等を行う。

(3) プロジェクトサイクルの実施・監督段階

JICA は、事業実施主体者が行う重要な環境影響項目についてのモニタリング結果を確認する。

JICA は、事業実施主体者が行うモニタリングや環境保全対策について、支援が必要な場合は、その内容を先方と合意した上で必要な支援を行う。

(4) プロジェクトサイクルの評価段階

(プロジェクト終了後 3 ～ 6 年後に想定される評価段階においては、) JICA は、自然・社会環境への影響が、準備段階で予想されたものであったか確認し、採用された影響緩和策の効果について評価する。

1.3 カテゴリ分類

カテゴリ A : 環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような事業はカテゴリ A に分類される。また、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等、で環境アセスメントの実施が必要となる事業はカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を越えた範囲に及ぶ。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近郊に立地するプロジェクトが含まれる。別紙 1 に、影響を及ぼしやすいセクター、特性や影響を受けやすい地域の例を示した。

カテゴリ B : 環境への望ましくない影響が、カテゴリ A の事業に比して小さいと考えられる事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。

カテゴリ C : 環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられる事業。以下に属する事業は原則として、カテゴリ C に分類される。

教育訓練 (人的資源開発)

保健

栄養

制度開発

既存設備の維持管理

世銀のカテゴリ C を参照した。

スクリーニングの後でも、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合など、必要に応じ JICA はカテゴリ分類を変更することがあり得る。

環境保全を目的とする事業（環境林の造成、生態系保全等）を A , B , C 以外にカテゴリ分類する必要性の有無。→特にその必要はなく、本ガイドラインは負の影響がでる場合のみを想定する。正の影響はガイドラインの範囲外とする。

1.4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援

JICA は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類にしたがって環境社会配慮の確認と支援を行う。

カテゴリ A：プロジェクトサイクルの準備段階においては、事業実施主体者が情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境社会配慮の体制（予算、組織、人員）を有していることを確認する。また、環境と地域社会に及ぼす負の影響を調査・予測し、その影響を回避または低減するような対策を講ずるように先方に働きかける。事業実施主体者の環境アセスメント実施能力が不足している場合、JICAは必要なプロセスを経て環境アセスメント報告書が作成されるよう、事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。

また、大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等についても作成される必要があるので、これについても事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。更に、必要に応じ環境社会配慮に係る事業実施主体者の人材育成を支援する。

プロジェクトサイクルの実施・監督段階においては、先方が行うモニタリングの結果を確認するとともに、必要に応じて、モニタリングや環境保全対策を先方が実施する上での支援を行う。

プロジェクトサイクルの評価段階では、環境と地域社会への影響が環境アセスメント報告書に予測されたものであったか確認し、採用された緩和策の効果につき評価する。

カテゴリ B：事業実施主体者が行う環境社会配慮の範囲は、カテゴリ A より狭く、環境アセスメントは必ずしも必要でない。しかし事業がもたらす可能性のある負の環境影響について、この影響を回避または低減するための方策を検討することは必要であり、JICAはプロジェクトサイクルの準備段階と実施・監督段階及び評価段階において、カテゴリ A に準じて必要な項目につき環境社会配

慮の確認と支援または評価を行う。

カテゴリ C：スクリーニング以降の環境社会配慮の確認と支援は省略される。

2．情報公開

2.1 情報公開の基本的考え方

JICA は、環境社会配慮に関して利害関係者に説明する責任を全うするために、相手国の了解を取り付けた上で、環境と社会に関する重要な情報を、プロジェクトサイクルの各段階においてウェブサイト上で公開する。必要と判断した場合は、ウェブサイトで公開する以外に、事業地の近辺で報告書等を閲覧可能としたり、説明会を開催する等を通じて、利害関係者へ情報の提供を行う。

2.2 時期と内容

環境社会配慮に関して負の影響を持つ可能性がある事業については、原則として以下の時期及び内容で、関連する情報をウェブサイト上で日本語と英語で公開する。

(1) 開発調査

全事業について、採択決定後ならびに S/W 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準備段階が終了した段階で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。

(2) 無償資金協力

全事業について、採択決定後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準備段階が終了した段階で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。

基本設計調査に先立って予備調査が行われた場合は、同調査終了後速やかに、環境社会配慮に関連する情報を公開する。

(3) 技術協力プロジェクト

全事業について、採択決定後ならびに R/D 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督段階の中間時点と終了時点において（中間評価段階と終了時評価段

階) モニタリングと環境保全対策の実施状況を公開する。

プロジェクトサイクルの評価段階において、環境と地域社会への影響がプロジェクトサイクルの準備段階で予測されたものであったか確認し、採用された緩和策の効果について公開する。

3．相手国の情報公開

3.1 情報公開の基本的考え方

JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって環境と社会に関する情報を公開するよう要請する。

3.2 時期と内容

JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって、適切な時期に適切な内容を公開するよう要請する。環境アセスメント報告書の公開にあたっては、原則として地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されるよう要請する。

4．ステークホルダーとの協議

4.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）

事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）、意見を有する国際及び国内の NGO や学術機関、関連する政府機関（中央・地方行政機関）

4.2 協議を実施する時期

カテゴリ A については、プロジェクトの準備期間、実施機関を通じて必要に応じてステークホルダーとの協議が行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時と環境アセスメント報告書の素案作成直後の 2 回行うことを JICA の協力の要件とし、JICA は必要に応じて技術的な支援を行う。カテゴリ B についても、ステークホルダーとの協議が望ましいが、必須ではない。

4.3 情報公開との関係

JICA は、協議の実施に関し、ステークホルダーに対して事前に十分な情報が公開されていること、協議記録等が作成されていることを確認する。

5．モニタリング（技術協力プロジェクト）

事業実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、

JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B の事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督の期間、重要な環境影響項目につきモニタリングの結果を事業実施主体者を通じて確認する。また、必要に応じて、JICA が自ら調査を実施することもある。

第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA はその指摘を事業実施主体者に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、公開のプロセスで指摘事項の事実確認と結果、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。

事業実施主体者がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する活動を支援する。

6．フォローアップ（協力終了後の追加的な支援）

開発調査の場合、プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降は評価段階まで資金協力機関が担当する。また、無償資金協力の場合は、実施促進を JICA が担当し、審査段階から評価段階までを外務省が担当する。

両方の事業ともプロジェクトサイクルの準備段階以降は、別の機関が担当するため、JICA の協力が終了した事業に対し独自の判断でフォローアップを行うことは困難と判断する。

なお、技術協力プロジェクトについては、プロジェクトサイクルの形成から評価段階まで一貫して JICA が担当することから、終了時評価の結果追加的な支援を行う必要があると判断される場合は、機材のスペアパーツの供与や修理、技術指導のフォローアップを行う。

一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

1．影響を及ぼしやすいセクター

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 農業開発 (大規模な開墾、灌漑を伴うもの)
- (2) 林業、植林
- (3) 道路
- (4) 鉄道
- (5) 港湾
- (6) 空港
- (7) 河川
- (8) 工業開発
- (9) 鉱業開発
- (10) 火力発電 (地熱含む)
- (11) 水力発電、ダム、貯水池
- (12) 送変電・配電 (大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採を伴うもの)
- (13) 廃棄物処理・処分
- (14) 下水・廃水処理 (影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの)
- (15) 観光開発 (ホテル建設等のあるもの)

2．影響を及ぼしやすい特性

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

3 . 影響を受けやすい地域

以下の地域またはその周辺

(1) 国立公園、国指定の保護対象地域 (国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)

(2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

< 自然環境 >

- ・ 原生林、熱帯の自然林
- ・ 生態学的に重要な生息地 (珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等)
- ・ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- ・ 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- ・ 砂漠化傾向の著しい地域

< 社会環境 >

- ・ 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- ・ 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

プロジェクトサイクルと JICA プロジェクトの関係

プロジェクトサイクル	開発調査	無償資金協力	技術協力プロジェクト
<u>発掘（形成）</u> (Identification) プロジェクトを発掘	外務省が担当 (JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する)	外 務 省 が 担 当 (JICA は外務省を支援)	外務省が担当 (JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する)
<u>準備(Preparation)</u> 経済・技術・制度・財政面の調査、環境影響調査	JICA が担当	JICA が担当	JICA が担当
<u>審査(Appraisal)</u> プロジェクトを経済・技術・制度・財政・環境面で評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
<u>交渉</u> (Negotiations) 援助受け入れ国による最終検討、期間や条件の合意	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
<u>承認(Approval)</u> プロジェクト承認、合意文書への署名	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
<u>実施・監督</u> (Implementation and Supervision) 貸付開始、プロジェクトの実施、援助機関による監督	資金協力機関が担当	外 務 省 が 担 当 (JICA は実施促進を担当)	JICA が担当
<u>評価(Ex-Post Evaluation)</u> プロジェクトの完了と評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当